

令和8年度防災訓練支援業務 仕様書

1 業務名

令和8年度防災訓練支援業務

2 業務の目的

風水害や地震・津波等の災害に普段から備えるとともに、発災時に住民が適切な避難行動をとるためには、平時に地域で住民避難訓練を実施し、多くの住民が参加することが重要であるが、新型コロナウイルス感染拡大以降、防災活動が中断・停滞し、近年訓練を実施できていない地域が多い。

このため、市町や自主防災組織、防災リーダー等と連携し、防災訓練を実施することにより、近年訓練を未実施の地域における防災活動の再開の契機とするとともに、住民の防災意識の向上や適切な避難行動の実施、地域における避難の呼びかけの実践に繋げることを目的とし、市町による防災訓練の企画・実施業務を支援する。

3 業務委託期間

契約締結日（令和8年4月1日以降）から令和9年3月31日まで

4 防災訓練

防災訓練の実施市町及び実施日時は、発注者が防災訓練実施市町等と調整して決定する。

(1) 実施回数

県内市町において計6回の実施を想定

なお、防災訓練の実施時間は1回当たり最大3時間程度を想定

(2) 実施場所

想定する災害時に市町が避難場所として開設する県内の施設等

(3) 実施内容

防災訓練での実施内容は、発注者及び防災訓練実施市町との打合せにより決定する。

なお、現時点で想定する実施内容の一例は次のとおり。

ア 防災講座

- ・日頃からの備え
- ・災害時の避難行動に関するセミナー

イ DIG（災害図上訓練）

ウ 地域防災タイムラインの作成指導

エ まち歩き

オ 指定緊急避難場所への避難訓練

カ 避難時の課題等に係るグループディスカッション

キ 災害体験VRの視聴

ク 避難場所、防災資機材の見学

ケ 備蓄食料の試食

また、原則として、防災訓練において「地域防災タイムライン」の作成講座を実施すること。

地域防災タイムラインについては、次のURLを参照すること。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/chiiki-bousai-timeline.html>

5 業務内容等

(1) 委託業務内容

ア 業務実施に係る打合せ

本業務の実施に際して、発注者及び防災訓練実施市町と打合せを行う。

(ア) 打合せ回数

次のとおり 8 回程度の打合せを想定する。

発注者との打合せ：2 回

各防災訓練に係る市町との打合せ：各 1 回、計 6 回

(各防災訓練あたり 1 回の打合せを想定)

(イ) 打合せ開催方法

原則 Web 会議システム等を使用したオンライン開催とする。

必要な場合には、広島県危機管理監消防保安課（広島県広島市中区基町 10 番 52 号）または防災訓練実施場所での開催とする。

(ウ) 発注者との打合せについては、担当者 2 人以上で実施する。

(エ) 業務打合せの記録は受託者が行い、5 営業日以内に発注者へ提出し、確認を受ける。

イ 防災訓練の企画支援等

防災訓練の企画の支援とは、発注者及び市町と連携し、防災訓練の企画へのアドバイスの実施や、関連資料等の作成を支援することであり、主な項目は次のとおりとする。

(ア) 発注者及び市町と協議の上、防災訓練の実施内容を検討するとともに、防災訓練の実施に係る一連の資料を作成する。

a 防災訓練当日の実施内容の調整、実施内容案の作成支援

b 防災講座、DIG、地域防災タイムラインの実施に関する資料の作成

c 防災訓練の実施に関する事前広報資料（地域回覧用のチラシ）の作成

d 防災訓練の実施に関する事後広報資料（地域回覧用のチラシ）の作成

e その他訓練実施のための必要な資料の作成等

(イ) 受託者においては、適宜、実施市町及び発注者と連絡をとり、防災訓練の企画に関する必要な調整を実施する。

ウ 防災訓練の実施支援

(ア) 防災訓練会場レイアウトの調整及び会場設営の支援を実施する。

(イ) 防災訓練に使用する備品等は、実施市町及び発注者と協議し、必要に応じて調達する。

(ウ) 防災訓練当日の資料を作成する。

(エ) 防災訓練当日の支援は、担当者 2 名以上で行うものとし、主に次の役割を担うものとする。

受託者	主な役割
a	・ 防災講座、DIG、地域防災タイムラインの作成指導に関する講師役 ・ まち歩き、指定緊急避難場所への避難訓練に関する補助役 ・ 避難時の課題等に係るグループディスカッションの講師役
b	・ 防災講座、DIG、地域防災タイムラインの作成指導に関する補助役 ・ まち歩き、指定緊急避難場所への避難訓練に関する補助役 ・ 避難時の課題等に係るグループディスカッションの補助役

(オ) 防災訓練終了後、参加者にアンケートを配付し、記入後に回収する。

エ 防災訓練実施報告書の作成

- (ア) 防災訓練の企画及び防災訓練実施の支援内容を踏まえて、次の点について、防災訓練ごとに資料をとりまとめる。
- a 防災訓練の実施内容及びアンケートの集計結果をとりまとめる。
 - b 防災訓練の企画における作成資料を資料編としてとりまとめる。
- (イ) 報告書の仕様については「6 成果品」を参照すること。

6 成果品

成果品及び成果品形体は、次のとおりとし、発注者に納める。

- (1) 本業務における成果品は、次のとおりとする。

成果品名	内容	備考
防災訓練実施報告書	5エ (ア) a、b	30P 程度、A3折り込み可

- (2) 成果品形体については、次のとおりとする。

成果品 配布先	提出数	成果品形体
発注者	1	電子データ
防災訓練実施市町	各1	冊子（ファイリングしたもの）

- (3) 成果品の内容については、業務打合せ等により発注者と協議を行うこととする。

7 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するための情報資産の取扱いについては、別紙「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 受託者は、本業務を円滑に実施するため発注者と密接な連絡を取り、本業務の実施にあたり不明な点や疑義が生じた場合には、速やかに発注者と打合せを行う。
- (2) 受託者は、委託契約の全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 受託者は、業務実施中に生ずる全ての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならず、また、この業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、その都度、発注者と協議の上、決定する。